



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月8日(金) 第9680号

目次

ページ

告 示

| | |
|--|---|
| ○銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正(自然環境課) | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○道路の区域変更(道路管理課) | 3 |
| ○道路の供用開始(同) | 3 |
| ○道路の区域変更(同) | 3 |
| ○道路の供用開始(同) | 4 |
| ○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) | 4 |
| ○群馬県景観条例第20条第2号に規定する区域指定(同) | 4 |
| ○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計課) | 4 |
| ○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同) | 5 |

公 告

| | |
|-----------------------|---|
| ○平成31年二級建築士試験の実施(建築課) | 5 |
| ○平成31年木造建築士試験の実施(同) | 7 |

教育委員会告示

| | |
|---------------------------|---|
| ○群馬県指定重要文化財の指定の解除(文化財保護課) | 8 |
|---------------------------|---|

入札公告

| | |
|---------------------|---|
| ○一般競争入札の実施(警察本部会計課) | 8 |
|---------------------|---|

正 誤

| | |
|-------------------------------|----|
| ○平成30年12月18日群馬県告示第342号(森林保全課) | 11 |
|-------------------------------|----|

■ 告 示

◎群馬県告示第48号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和42年群馬県告示第551号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

1の項から3の項までを次のように改める。

1から3まで 削除

◎群馬県告示第49号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和47年群馬県告示第520号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

8の項を次のように改める。

8 削除

◎群馬県告示第50号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和61年群馬県告示第758号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

表西の入銃猟禁止区域の項を削る。

◎群馬県告示第51号

銃猟禁止区域の設定の告示（平成11年群馬県告示第585号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

表堤沼銃猟禁止区域の項を削る。

◎群馬県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|------|-------------------------------|--------|-----------|--------|
| 一般国道 | 254号 | 甘楽郡下仁田町大字南野牧字タラク久保10001番の1地先内 | 前 | 6.0～9.6 | 57.8 |
| | | | 後 | 8.6～17.0 | 60.1 |

◎群馬県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|------|-------------------------------|-----------|
| 一般国道 | 254号 | 甘楽郡下仁田町大字南野牧字タラク久保10001番の1地先内 | 平成31年3月8日 |

◎群馬県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|------|-------------------------------------|--------|-----------|--------|
| 一般国道 | 354号 | 高崎市下滝町字高井前735番の1地先から同市同字同732番の2地先まで | 前 | 26.2～26.6 | 39.0 |
| | | | 後 | 26.2～53.3 | 39.0 |

◎群馬県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|------|-------------------------------------|-----------|
| 一般国道 | 354号 | 高崎市下滝町字高井前735番の1地先から同市同字同732番の2地先まで | 平成31年3月8日 |

◎群馬県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・4・62号 前橋箕郷2号線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市金子町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第57号

群馬県景観条例（平成5年群馬県条例第37号）第20条第2号に規定する区域を次のとおり指定し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

佐波郡玉村町の全域

◎群馬県告示第58号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

2の項ヌを削る。

◎群馬県告示第59号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

表中総務部総務課の項及び健康福祉課の項を削り、住宅政策課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------|-------|----------|---|
| 土木事務所 | 分任出納員 | 土木事務所出納員 | 1 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第1項に規定する占用料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務 2 河川法（昭和39年法律第167号）第32条第1項に規定する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務 |
|-------|-------|----------|---|

■ 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 平成31年7月7日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時～13時（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時10分～17時10分（3時間）

(2) 設計製図の試験 平成31年9月15日（日） 11時～16時（5時間）

2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を申込書に貼付できるもの又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに行うことができる。
- ア 受験申込受付期間 平成31年4月1日(月)から同月15日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)
- イ 受験申込の方法及び宛先
- (ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。
- (イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部
- (2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に二級建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付の期間及び時間
- (ア) 期間 平成31年4月8日(月)から同月15日(月)まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
- イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- (3) 持参による受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。
- ア 受験申込受付の期間及び時間
- (ア) 期間 平成31年4月18日(木)から同月22日(月)まで
- (イ) 時間 午前10時から午後5時まで
- イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 前橋市元総社町2-5-3
- ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。
- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成29年又は平成30年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。
- なお、免除の申請に当たっては、平成29年若しくは平成30年の二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成29年若しくは平成30年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成31年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。
- 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成31年6月14日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成31年12月5日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- なお、学科の試験については、同年8月27日(火)(予定)。
- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
- (1) 設計製図の試験の課題は、平成31年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において公表する。

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成31年木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月8日

群馬県知事 大澤 正 明

1 試験の期日及び時間

- (1) 学科の試験 平成31年7月28日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時～13時(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時10分～17時10分(3時間)

- (2) 設計製図の試験 平成31年10月13日(日) 11時～16時(5時間)

2 試験の場所

- (1) 学科の試験 前橋工科大学 前橋市上佐鳥町460-1

- (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を申込書に貼付できるもの又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間 平成31年4月1日(月)から同月15日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)

イ 受験申込の方法及び宛先

(ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。

(イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

- (2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に木造建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 平成31年4月8日(月)から同月15日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (3) 持参による受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 平成31年4月18日(木)から同月22日(月)まで

(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 前橋市元総社町2-5-3

ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したのものについて行う。

- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成29年又は平成30年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成29年若しくは平成30年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は平成29年若しくは平成30年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成31年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

- 5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成31年6月14日(金)頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成31年12月5日(木)（予定）。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年9月10日(火)（予定）。

- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成31年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第2号

群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号)第5条第3項の規定により、群馬県指定重要文化財の指定が次のとおり解除された。

平成31年3月8日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

| 名称 | 所在場所 | 所有者 | 解除日 |
|-----------------------|--------------|---------|-------------|
| さざえ堂 ^{どう} 1棟 | 太田市東今泉町165番地 | 宗教法人曹源寺 | 平成30年12月25日 |

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成31年3月8日

群馬県警察本部長 松坂規生

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 群馬県警察放置駐車違反処理システム機器賃借 処理システム携帯端末等23式及び携帯端末管理用プログラム18式（機器搬入、調整及び保守等を含む。）
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成31年9月1日（日）から平成37年1月31日（金）まで
- (4) 借入場所 群馬県前橋市元総社町80番地4ほか16か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により平成31年3月15日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年4月16日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2216及び2217
- (2) 入札説明書の交付方法 平成31年3月8日（金）から同年4月5日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年4月10日（水）までに入札参加資格確認結果通知書で

通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年4月8日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県警察放置駐車違反処理システム機器賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年4月19日(金)午前10時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月17日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県警察放置駐車違反処理システム機器賃借入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類及び役務を履行できることを証明する書類を平成31年4月8日(月)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Norio Matsuzaka, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Computer equipment lease for Gunma Prefectural Police parking violation treatment system consisting of 23 sets treatment system terminals and 18 sets decryption program (including delivery, adjustment and maintenance)

(3) Rent period: From September 1, 2019 through January 31, 2025

(4) Fulfillment place: 80-4 Motosoja-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken and 16 additional locations. (Details are according to the bidding explanation handbook.)

(5) Bidding deadline: 10:00 a.m. April 19, 2019

Note: The tender sent by registered mail must arrive no later than 5:00 p.m. April 17, 2019

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken,

371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (ext. 2216 and 2217) (Japanese language only)

■ 正 誤

○告示正誤

平成30年12月18日群馬県告示第342号(保安林予定森林)

| 発行番号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|--------|-----|---|-------|-------|
| 第9660号 | 2 | 6 | 字鍛冶屋沢 | 字鍛冶屋沢 |

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111